

サービス管理責任者の要件となる実務経験について

本資料は、「指定障害者福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示 544 号・最終改正平成 29 年厚生労働省告示 98 号）を要約した実務経験の参考資料です。

サービス管理責任者（以下の 1～3 のいずれかに該当する者）の自己点検票

1	a 及び b の期間が通算して 5 年以上ある者 （「相談支援業務」及び「有資格者等が直接支援業務」に従事した期間）
2	c の期間が通算して 8 年以上ある者 （「直接支援業務」〔資格等の要件なし〕に従事した期間）
3	a から c までの期間が通算して 3 年以上かつ d の期間が 3 年以上である者 （国家資格等のある者が、「相談支援業務」及び「有資格者等が直接支援業務」した期間があり、かつ、当該資格等に基づき業務した期間）

実務経験早見表

	業務内容	実務経験
a	a の i から vi までに掲げる者(注)が、 相談支援の業務（※1） に従事した期間	通算 5 年以上
i	地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業	
ii	児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター	
iii	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター	
iv	障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター	
v	特別支援学校	
vi	病院若しくは診療所の従業者（ただし、次の①から④のいずれかに該当する者に限る。） ①社会福祉主事任用資格者 ②居宅介護職員初任者研修以上（旧：訪問介護員（ホームヘルパー）2 級以上）に相当する研修を修了した者 ③ d（国家資格等）に掲げる資格を有する者 ④上記 i から v までに掲げる従事者及び従業者である期間が 1 年以上の者	
	(注)その他これらの者に準ずると都道府県知事が認めた者	

b		bのiからvまでに掲げる従事者(注)であって、次の①から⑤のいずれかに該当する者が <u>直接支援の業務(※2)</u> に従事した期間 ①社会福祉主事任用資格者 ②居宅介護職員初任者研修以上(旧:訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上)に相当する研修を修了した者 ③保育士 ④児童指導員任用資格 ⑤精神障害者社会復帰指導員	通算5年以上
	i	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であって療養病床に係る施設の従業者	
	ii	障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業の従事者	
	iii	病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所の従業者	
	iv	特例子会社、重度障害者多数雇用事業所設置等助成金の支給を受けた事業所の従業者	
	v	特別支援学校の従業者	
	(注)その他これらの者に準ずると都道府県知事が認めた者		
c		bのiからvまでに掲げる従事者であって、bの①から⑤までの社会福祉主事任用資格者等でない者が、 <u>直接支援の業務(※2)</u> に従事した期間	通算8年以上
d		aからcまでの期間が通算して3年以上あり、かつ、次の資格に基づき、当該資格に係る業務に従事した期間 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士	通算3年以上

※1 相談支援の業務

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

※2 直接支援の業務

身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

実務経験早見表の用語について

1	地域生活支援事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下の表では「法」という。)第七十七条第一項及び第七十八条第一項に規定する地域生活支援事業
2	障害児相談支援事業	法附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二第一項に規定する障害児相談支援事業
3	身体障害者相談支援事業	法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第四条の二第一項に規定する身体障害者相談支援事業
4	知的障害者相談支援事業	法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第四条に規定する知的障害者相談支援事業
5	児童相談所	児童福祉法第十二条第一項に規定する児童相談所
6	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉法第十一条第二項に規定する身体障害者更生相談所
7	精神障害者社会復帰施設	法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第五十条の二第一項に規定する精神障害者社会復帰施設
8	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉法第十二条第二項に規定する知的障害者更生相談所
9	福祉事務所	社会福祉法(昭和三十六年法律第四十五号)第十四条第一項に規定する福祉に関する事務所
10	発達障害者支援センター	発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)第十四条第一項に規定する発達障害者支援センター
11	障害者支援施設	障害者支援施設
12	障害児入所施設	児童福祉法第七条第一項に規定する障害児入所施設
13	老人福祉施設	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する老人福祉施設
14	精神保健福祉センター	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター
15	救護施設、更生施設	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第三十八条第二項に規定する救護施設及び同法第三項に規定する更生施設
16	介護老人保健施設	介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設
17	地域包括支援センター	介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター
18	障害者職業センター	障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第十九条第一項に規定する障害者職業センター
19	障害者就業・生活支援センター	障害者の雇用の促進等に関する法律第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センター

20	特別支援学校	特別支援学校
21	病院若しくは診療所	健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第三項に規定する病院若しくは診療所
22	病院又は診療所の病室であつて療養病床に係る施設	病院又は診療所の病室であつて医療法(昭和三十二年法律第二百五号)第七条第二項第四号に規定する療養病床に係るもの
23	障害児通所支援事業	児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業
24	老人居宅介護等事業	老人福祉法第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業
25	病院若しくは診療所又は薬局	健康保険法第六十三条第三項に規定する病院若しくは診療所又は薬局
26	訪問看護事業所	健康保険法第八十九条第一項に規定する訪問看護事業所
27	特例子会社	障害者の雇用の促進等に関する法律第四十四条第一項に規定する子会社
28	重度障害者多数雇用事業所設置等助成金の支給を受けた事業者	障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項第六号に規定する助成金の支給を受けた事業者
29	社会福祉主事任用資格者	社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの
30	居宅介護職員初任者研修以上に相当する研修を修了した者	相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの
31	保育士	保育士(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある i、iii 若しくは iv に規定する施設、ii に規定する事業を行う場所又は v に規定する機関にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)
32	児童指導員任用資格	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和三十二年厚生省令第六十三号)第四十三条各号のいずれかに該当するもの
33	精神障害者社会復帰指導員	障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第六十九号)による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成十二年厚生省令第八十七号)第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの

用語について

1	相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了者	指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成二十四年厚生労働省告示第二百二十六号)、指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成二十四年厚生労働省告示第二百二十七号)及び指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成二十四年厚生労働省令)
---	-----------------------	---

	<p>働省告示第二百二十五号)(以下「相談支援事業従事者基準」と総称する。)に定める相談支援従事者初任者研修のうち別表第二に定める内容又は指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものを廃止する件(平成二十四年厚生労働省告示第二百十二号)による廃止前の指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成十八年厚生労働省告示第五百四十九号。以下「旧相談支援事業従事者基準」という。)に定める相談支援従事者初任者研修のうち指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する件(平成二十四年厚生労働省告示第二百十号)による改正前の指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等の別表第二に定める内容を行う研修(以下「相談支援従事者初任者研修(講義部分)」という。)を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者</p>
--	--

参考資料 2

サービス管理責任者に関する Q & A

(実務経験等について)

質問	回答
<p>実務経験(参考資料1の実務経験早見表)の具体的な考え方はいかが。</p>	<p>実務経験とは、実際に業務に従事した日数が1年当たり180日以上であることをいうものとする。</p> <p>つまり以下のとおりとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3年以上の実務経験 → 実際に業務に従事した期間が3年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が通算で540日以上 ・5年以上の実務経験 → 実際に業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が通算で900日以上 ・8年以上の実務経験 → 実際に業務に従事した期間が8年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が通算で1,440日以上
<p>小規模作業所の職員は、実務経験に含まれるのか。</p>	<p>市町から補助金又は委託により運営されている小規模作業所であって、業務内容や勤務状況の記録が適正に整備されており、所属長等による実務経験の証明が可能であれば、実務経験に含まれる。この場合の実</p>

	務経験は「直接支援」となる。
社会福祉主事任用資格者等は、直接支援業務の実務経験が5年以上（参考資料1の実務経験早見表）となっているが、社会福祉主事任用資格等の資格取得以前の期間も含めて5年以上の実務経験があればよいのか。	お見込みのとおり。 社会福祉主事任用資格等を取得してから、改めて5年間の実務経験が必要ということではない。
障害福祉サービス事業所に経理事務員として8年以上勤務した場合、実務経験として認められるか。	認められない。
幼稚園、保育所、学校等で8年以上従事し、児童の中に障害児もいた場合、実務経験として認められるか。	認められない。 児童の中に障害児がいたという場合は、障害者の支援業務の対象外。特別支援学級は対象となる。
他都道府県が発行した研修修了証書は千葉県で有効か。	有効となる。